

表 7

一定の無線従事者の資格を有する者に対する試験の一部免除(規則第8条第1項)

一定の無線従事者の資格を有する者が他の資格の国家試験を受ける場合は、申請により別表の区分に従って国家試験の一部を免除します。

別表(その1)

無線従事者の資格を有する者に対する免除

受験者が現に有する資格	受験する資格	工学の基礎	無線工学 A	無線工学 B	電気通信術	法規	英語	無線工学	備考
第一級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士				-	○	-	-	
第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	○	○	○				-	
	第二級陸上無線技術士				-	○	-	-	
	第一級陸上特殊無線技士	-	-	-	-	○	-		
第三級総合無線通信士	第三級海上無線通信士	-	-	-				○	
	第一級海上特殊無線技士	-	-	-		○		○	
第一級海上無線通信士	第一級総合無線通信士	○						-	
	第二級総合無線通信士	○						-	
	第三級総合無線通信士	○	-	-			○		
	第二級陸上無線技術士	○			-		-	-	
第二級海上無線通信士	第二級総合無線通信士	○						-	
	第三級総合無線通信士	○	-	-			○		
	第一級海上無線通信士				○	○	○	-	
第三級海上無線通信士	第三級総合無線通信士		-	-			○		
	第一級海上無線通信士				○	○	○	-	
	第二級海上無線通信士				○	○	○	-	
	第四級海上無線通信士	-	-	-	-	○	-		
第四級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	-	-	-				○	
	第一級海上特殊無線技士	-	-	-				○	
航空特殊無線技士	航空無線通信士	-	-	-	○				

注 免除する試験科目は、○印を付したものとする。

別表(その2)

無線従事者の資格を有する者に対する免除

受験者が現に有する資格	受験する資格	工学の基礎	無線工学A	無線工学B	電気通信術	法規	英語	無線工学	備考
第一級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士	○	○	○				—	
	第二級総合無線通信士	○	○	○				—	
	第三級総合無線通信士	○	—	—				○	
	第一級海上無線通信士	○	○	○				—	
	第二級海上無線通信士	○	○	○				—	
	第三級海上無線通信士	—	—	—				○	
	第四級海上無線通信士	—	—	—	—		—	○	
	第一級海上特殊無線技士	—	—	—				○	
	第二級海上特殊無線技士	—	—	—	—		—	○	
	第三級海上特殊無線技士	—	—	—	—		—	○	
	航空無線通信士	—	—	—				○	
	航空特殊無線技士	—	—	—			—	○	
	第二級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士	○						—
第二級総合無線通信士		○	○	○				—	
第三級総合無線通信士		○	—	—				○	
第一級海上無線通信士		○						—	
第二級海上無線通信士		○	○	○				—	
第三級海上無線通信士		—	—	—				○	
第四級海上無線通信士		—	—	—	—		—	○	
第一級海上特殊無線技士		—	—	—				○	
第二級海上特殊無線技士		—	—	—	—		—	○	
第三級海上特殊無線技士		—	—	—	—		—	○	
航空無線通信士		—	—	—				○	
航空特殊無線技士		—	—	—			—	○	

注 免除する試験科目は、○印を付したものとする。